

業 務 委 託 請 負 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託
- 2 履 行 場 所 水海道浄化センター，内守谷浄化センター，水海道下水道
樋管，高野汚水中継ポンプ場，鬼怒川水管橋，各マンホール
ポンプ場及び玉台排水機場
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日 より
令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 金 額 ￥ 円
うち消費税 ￥ 円
- 5 契約保証金額 免 除

上記委託業務について、委託者 常総市 と、受託者 とは、
おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し信義に
従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

委 託 者 住 所
氏 名

受 託 者 住 所
氏 名

業 務 委 託 請 負 契 約 条 項

(総 則)

- 第 1 条 委託者及び、受託者は、契約書記載の、常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務（以下「業務」という）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、委託仕様書等（募集要項等の配布資料を含む。）及び特記仕様書に従い、業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第 2 条 受託者は、契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡し継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第 3 条 受託者は、この契約の履行について業務の全部または、主要な部分を一括して第三者に委託もしくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務上の遵守事項)

- 第 4 条 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）その他労働関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(善管注意義務)

- 第 5 条 受託者は、この契約の履行にあたっては常に善良なる管理者の注意をもって維持、保存、運営をなす責を負うものとする。

(監 督 員)

- 第 6 条 委託者は、監督員を定め、書面をもってその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての受託者または受託者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。
- (2) 維持管理計画の承諾または協議。
- 3 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行なわなければならない。

(業務総括責任者等)

- 第 7 条 受託者は、下水道管理技術認定試験合格者又は下水道施行令第 15 条 3 の該当者、もしくはこれと同等の能力を有する者の中から業務総括責任者及び副総括を定め、書面をもってその氏名を委託者に通知しなければならない。業務総括責任者及び副総括を変更したときも同様とする。
- 2 業務総括責任者は、この契約の履行に関しその運営、管理を行うほか、この条項に基づく一切の権限（委託代金の変更、請求及び受領並びに、この契約に係るものを除く。）を行使することができる。

(業務従事者の確保)

- 第 8 条 受託者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも業務に必要な業務従事者を確保し、業務に支障をきたすことのないよう努めなければならない。
- 2 受託者は、業務従事者の氏名及び業務分担を定め書面をもって委託者に通知しなければならない。

(その他提出書類)

第 9 条 受託者は、契約締結後遅滞なく下記書類を委託者に提出し承諾を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務統括責任者選任届
- (3) 法定資格者選任届
- (4) 維持管理計画書
- (5) 施設使用届
- (6) その他委託者と受託者の協議により必要とされる書類

(業務従事者の管理)

第 10 条 受託者は、業務従事者の労務管理並びに安全衛生管理については、十分な注意を払い事故の防止に努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第 11 条 受託者は、契約の履行にあたり、あるいはその他の方法により知り得た事項につき、これを他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

(損害経費の負担)

- 第 12 条 業務の処理に関して、受託者の責めに帰すべき事由にて発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし委託者の責めに帰する事由による場合は、委託者がその責めを負うものとする。
- 2 業務の処理に関して、発生した損害が委託者、受託者のどちらの責めに帰することが明らかでないものについては、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(特許権の使用)

- 第 13 条 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている業務実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし委託者がその業務実施方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務完了報告)

- 第 14 条 受託者は、各月の業務を完了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、速やかにその期間の業務実績について検査をしなければならない。

(委託料の支払)

第 15 条 各年度の委託料は次のとおりとする。

令和 7 年度下半期	円	(うち消費税	円)
令和 8 年度	円	(うち消費税	円)
令和 9 年度	円	(うち消費税	円)
令和 10 年度	円	(うち消費税	円)
令和 11 年度上半期	円	(うち消費税	円)

また、委託料の支払は月割りとし、月額 円（税込）とする。

- 2 受託者は、前条規定による検査に合格したときは、委託者に対して、委託料の月割りの支払いを請求することができる。

- 3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第16条 委託者は、必要がある場合には受託者と協議の上、業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託者の契約解除)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく着手を遅延し契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 関係法令、規則等に重大な違反があったとき。
 - (3) 前各号のほか契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、受託者は契約金額の10分の1相当額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受託者の契約解除)

第18条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託者が契約金の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催促してもなお支払いに応じないとき。
- (2) 作業安全管理上危険であると指摘したにもかかわらず、改良せず維持管理が不能と認められるとき。
- (3) 第16条の規定により契約内容を変更したため、頭書の委託料の3分の2以上減少したとき。
- (4) 関係法令、規則等に重大な違反があったとき。
- (5) 前各号のほか契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。

(業務室、駐車場及び市設置備品等の貸与)

第19条 委託者は、業務履行に必要な事務室、駐車場及び市設置の備品等は無償で貸与するものとする。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第20条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。